

政令第百五十五号

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の施行期日は、平成十一年五月二十日とする。